

商工建設常任委員会資料

令和3年6月24日～

県土整備部

目 次

1 議 案

- (1) 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
- ・ 令和3年度6月補正予算一覧（県土整備部） ----- P 1
 - ⑧みやざき臨海公園利用促進事業 ----- P 6
- (2) 議案第11号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 P 8
- (3) 議案第14号 工事請負契約の変更について ----- P 9
（防災・安全社会資本整備交付金事業国道327号（仮称）佐土の谷3号橋上部工工事）
- (4) 議案第15号 工事請負契約の変更について ----- P 12
（防災・安全社会資本整備交付金事業国道448号石波工区（仮称）石波トンネル工事（2工区））
- (5) 議案第16号 工事請負契約の変更について ----- P 15
（道路メンテナンス事業北方北郷線（仮称）川水流橋上部工工事）
- (6) 議案第17号 工事請負契約の変更について ----- P 18
（宮崎港整備事業宮崎港可動橋新設工事）

2 報 告 事 項

- (1) 繰越明許費、事故繰越しについて ----- P 20
- (2) 損害賠償額を定めたことについて ----- P 24
- (3) 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について ----- P 25

3 その他報告事項

- (1) 宮崎県新広域道路計画の策定について ----- P 26
- (2) 次期指定管理者の選定について ----- P 27
- (3) 高速道路等の整備状況と主な課題について ----- P 32

議案第 1 号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)

令和3年度6月補正予算一覧(県土整備部)

1 部総括

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度			対前年度 増減額・率 (E-B) (E-B)/B
	当 初 予 算 額 A	6月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	6 月 補 正 額 D	6月補正後 予 算 額 E = C + D	
補助公共・ 交付金事業	46,291,881	47,257,937	32,262,667	1,827,003	34,089,670	(▲ 13,168,267) ▲27.9
県単公共事業	19,237,234	19,253,234	15,909,037	0	15,909,037	(▲ 3,344,197) ▲17.4
直轄事業負担金	7,036,458	7,036,458	5,924,620	0	5,924,620	(▲1,111,838) ▲15.8
災害復旧事業	9,070,495	9,070,495	9,070,495	0	9,070,495	(0) 0.0
(公共計)	(81,636,068)	(82,618,124)	(63,166,819)	(1,827,003)	(64,993,822)	(▲ 17,624,302) ▲21.3
そ の 他	8,122,321	8,134,321	8,298,056	50,000	8,348,056	(213,735) 2.6
一 般 会 計	89,758,389	90,752,445	71,464,875	1,877,003	73,341,878	(▲ 17,410,567) ▲19.2
用 地 特 会	669,661	669,661	691,142	0	691,142	(21,481) 3.2
港 湾 特 会	752,165	752,165	1,312,941	0	1,312,941	(560,776) 74.6
特 別 会 計	1,421,826	1,421,826	2,004,083	0	2,004,083	(582,257) 41.0
部 予 算 合 計	91,180,215	92,174,271	73,468,958	1,877,003	75,345,961	(▲ 16,828,310) ▲18.3

2 補助公共・交付金事業

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度			対前年度 増減額・率 (E-B) (E-B)/B
	当 初 予 算 額 A	6月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	6 月 補 正 額 D	6月補正後 予 算 額 E = C + D	
道 路	25,787,350	26,110,646	18,730,968	601,148	19,332,116	(▲6,778,530) ▲26.0
河 川	9,448,017	9,448,017	4,243,000	0	4,243,000	(▲ 5,205,017) ▲55.1
ダ ム	443,224	443,224	396,900	221,618	618,518	(175,294) 39.5
砂 防	5,734,105	5,491,655	4,864,203	0	4,864,203	(▲ 627,452) ▲11.4
港 湾	2,228,574	2,711,460	1,163,603	952,147	2,115,750	(▲ 595,710) ▲22.0
住 宅	736,631	736,631	735,128	0	735,128	(▲ 1,503) ▲0.2
街 路	1,572,725	1,975,049	1,795,310	0	1,795,310	(▲ 179,739) ▲9.1
区画整理	37,000	37,000	29,300	0	29,300	(▲ 7,700) ▲20.8
都市公園	304,255	304,255	304,255	52,090	356,345	(52,090) 17.1
計	46,291,881	47,257,937	32,262,667	1,827,003	34,089,670	(▲ 13,168,267) ▲27.9

3 課別内訳

(単位：千円、%)

区分 課別	令和2年度		令和3年度			対前年度 増減額・率 (E-B) (E-B)/B	
	当 初 予 算 額 A	6月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	6 月 補 正 額 D	6月補正後 予 算 額 E=C+D		
一 般 会 計	管 理 課	1,881,764	1,893,764	1,918,670	0	1,918,670	(24,906) 1.3
	用 地 対 策 課	577,795	577,795	570,660	0	570,660	(▲ 7,135) ▲1.2
	技 術 企 画 課	352,537	352,537	385,526	0	385,526	(32,989) 9.4
	道 路 建 設 課	19,217,588	17,355,092	16,077,604	0	16,077,604	(▲ 1,277,488) ▲7.4
	道 路 保 全 課	17,690,174	19,891,966	15,698,957	601,148	16,300,105	(▲ 3,591,861) ▲18.1
	河 川 課	25,018,058	25,018,058	18,538,549	221,618	18,760,167	(▲ 6,257,891) ▲25.0
	砂 防 課	6,623,243	6,380,793	5,717,397	0	5,717,397	(▲ 663,396) ▲10.4
	港 湾 課	6,133,699	6,616,585	4,842,740	1,002,147	5,844,887	(▲ 771,698) ▲11.7
	都 市 計 画 課	7,625,745	8,028,069	3,160,763	52,090	3,212,853	(▲ 4,815,216) ▲60.0
	建 築 住 宅 課	2,241,820	2,241,820	2,309,992	0	2,309,992	(68,172) 3.0
	営 繕 課	256,710	256,710	253,731	0	253,731	(▲ 2,979) ▲1.2
	高 速 道 対 策 局	2,139,256	2,139,256	1,990,286	0	1,990,286	(▲ 148,970) ▲7.0
	計	89,758,389	90,752,445	71,464,875	1,877,003	73,341,878	(▲ 17,410,567) ▲19.2
特 別 会 計	公共用地取得事業 (用地対策課)	669,661	669,661	691,142	0	691,142	(21,481) 3.2
	港湾整備事業 (港湾課)	752,165	752,165	1,312,941	0	1,312,941	(560,776) 74.6
	計	1,421,826	1,421,826	2,004,083	0	2,004,083	(582,257) 41.0
合 計	91,180,215	92,174,271	73,468,958	1,877,003	75,345,961	(▲ 16,828,310) ▲18.3	

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋梁費	公共道路新設改良事業	2,874,734 ^{千円}
土木費	道路橋梁費	公共道路維持事業	1,764,000
土木費	河川海岸費	ダム施設整備事業	234,800
土木費	河川海岸費	公共河川事業	1,486,400
土木費	河川海岸費	県単河川改良事業	749,000
土木費	河川海岸費	県単河川修繕事業	95,200
土木費	河川海岸費	県単自然災害防止河川改良事業	67,000
土木費	河川海岸費	公共海岸事業	16,400
土木費	河川海岸費	ダム施設管理事業	469,000
土木費	河川海岸費	公共砂防事業	74,000
土木費	河川海岸費	公共急傾斜地崩壊対策事業	202,000
土木費	港湾費	公共港湾建設事業	132,000
土木費	都市計画費	公共街路事業	181,200
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	公共土木災害復旧事業	39,935
計		14事業	8,385,669

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
<p>(河 川 課)</p> <p>公共河川事業 横市川大規模特定河川事業（（仮称） 横市橋上下部工）</p> <p>公共土木災害復旧事業 国道 219号道路災害復旧事業（木之口 地区）</p> <p>公共土木災害復旧事業 国道 265号道路災害復旧事業（中原地 区）</p>	<p>令和3年度から 令和4年度まで</p> <p>令和3年度から 令和4年度まで</p> <p>令和3年度から 令和4年度まで</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">200,000</p> <p style="text-align: right;">160,000</p> <p style="text-align: right;">307,200</p>
計	3件	667,200

⑧みやざき臨海公園利用促進事業

港湾課

1 事業の目的・背景

「みやざき臨海公園」は、憩いの水辺空間として趣味や体力維持向上、休暇時の心身リフレッシュなどに利用されており、新型コロナウイルス発生以降、イベントが開催できない中、公園を散策等で利用する県民は増加傾向にある。

今後、感染への警戒が続く中、県民が安心して利用できるよう、施設の整備を行う。

2 事業概要

- (1) 予算額 50,000千円
- (2) 財源 地方創生臨時交付金
- (3) 事業期間 令和3年度
- (4) 事業内容

① 子供向け施設整備（多目的ファミリーコート整備）

小学生低学年以下の子供やファミリー向けの広場を整備し、利用者を分散させ、特に子供達の安全を確保する。

② 周遊路整備（周遊路案内板、路面誘導表示、距離標、照明灯の設置）

周遊コースを設定し、案内板や路面誘導表示、距離標、照明灯を設置することで人の流れを誘導して密の解消を図り、利用者の安全を確保する。

③ 利用環境整備（サイクルステーション設置、駐車区画改良、手すり設置）

サイクルステーションの整備と駐車場の区画改良を行い、利用環境を改善する。

また、スロープや階段に手すりを設置して、利用者の安全を確保する。

3 事業の効果

施設の整備を行うことにより、利用者の分散や密の解消を図り、安心して利用できる環境を提供できる。

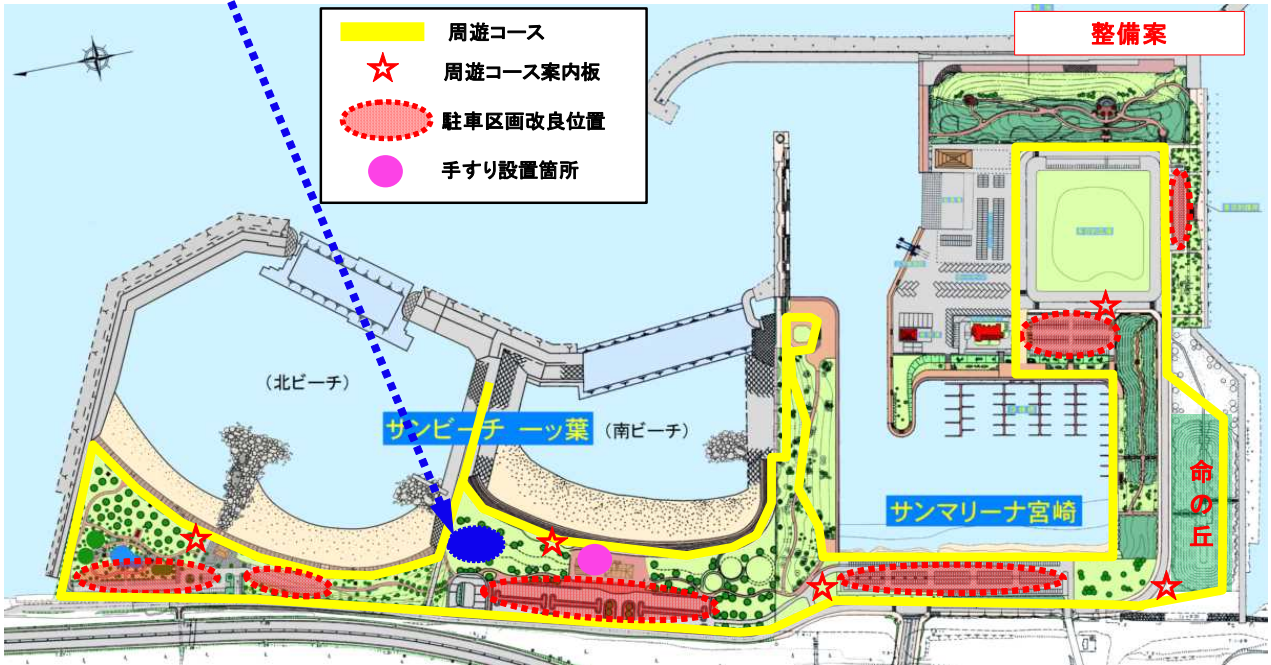
また、県民の心身の健康増進に寄与し、ひいては利用促進に繋がる。

4 整備計画（案）

① 子供向け施設整備(イメージ) (多目的ファミリーコート整備)



② 周遊路整備



③ 利用環境整備

サイクルステーション(イメージ)



駐車区画改良



手すり設置



議案第11号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

建築住宅課

1 改正の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、関係規定の改正を行う。

2 改正の内容

引用する法律名の改正（第6条第4項）

改正前	改正後
4 <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）</u> 第2条第1項に規定する過疎地域その他の規則で定める地域内の一般県営住宅に係る前条の規定の適用については、当該一般県営住宅に入居しようとする者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなすことができる。	4 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）</u> 第2条第1項に規定する過疎地域その他の規則で定める地域内の一般県営住宅に係る前条の規定の適用については、当該一般県営住宅に入居しようとする者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなすことができる。

3 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議案第14号 工事請負契約の変更について

道路建設課

防災・安全社会資本整備交付金事業 国道327号（仮称）佐土の谷3号橋上部工工事の請負契約の変更について

1 事業概要

- (1) 路線名 国道327号
- (2) 事業名 防災・安全社会資本整備交付金事業
- (3) 位置 諸塚村大字七ツ山～椎葉村大字松尾
- (4) 延長 $L = 3,400\text{ m}$
- (5) 幅員 $W = 5.5 (7.0)\text{ m}$
- (6) 全体事業費 約124億円

2 工事概要（仮称：佐土の谷3号橋上部工）

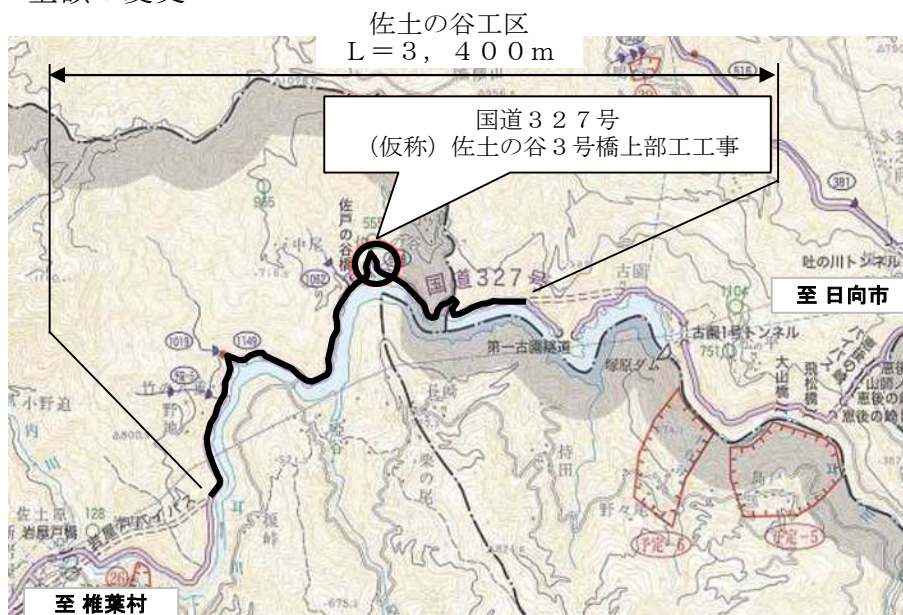
- (1) 延長 $L = 124.0\text{ m}$
- (2) 幅員 $W = 5.5 (6.5)\text{ m}$
- (3) 形式 PCTラーメン箱桁橋
- (4) 架設工法 張出架設工法

3 工事請負契約の概要

- (1) 契約金額 517,143,000円
変更金額 529,859,232円（12,716,232円増）
- (2) 契約の相手方 オリエンタル白石・大和開発・旭建設特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 令和3年3月8日から令和4年10月31日まで

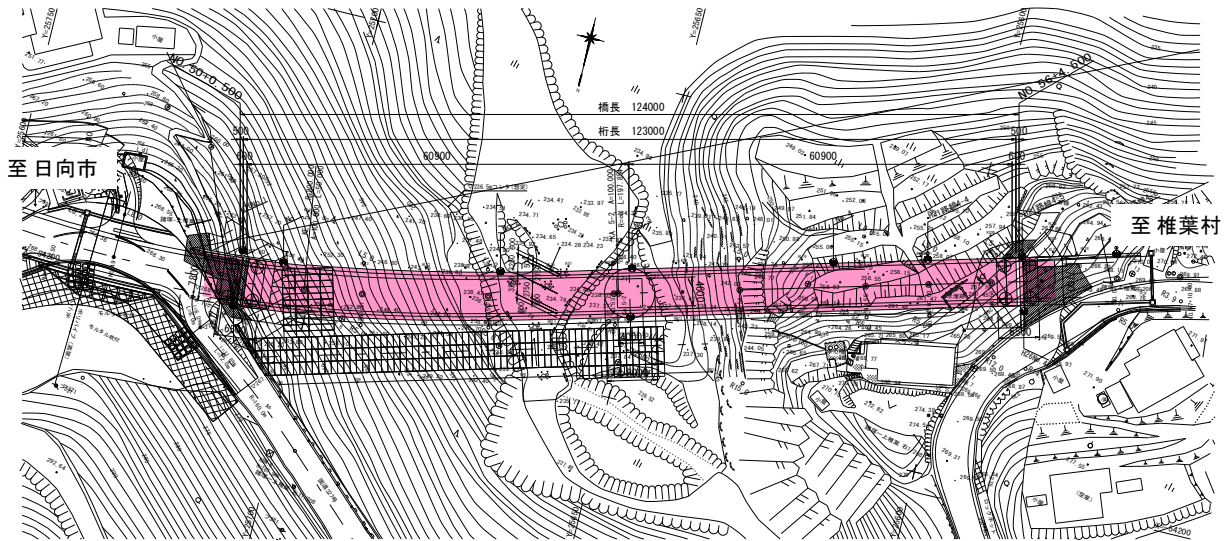
4 変更理由

令和3年3月から適用された「公共工事設計労務単価等」にかかる特例措置による請負金額の変更

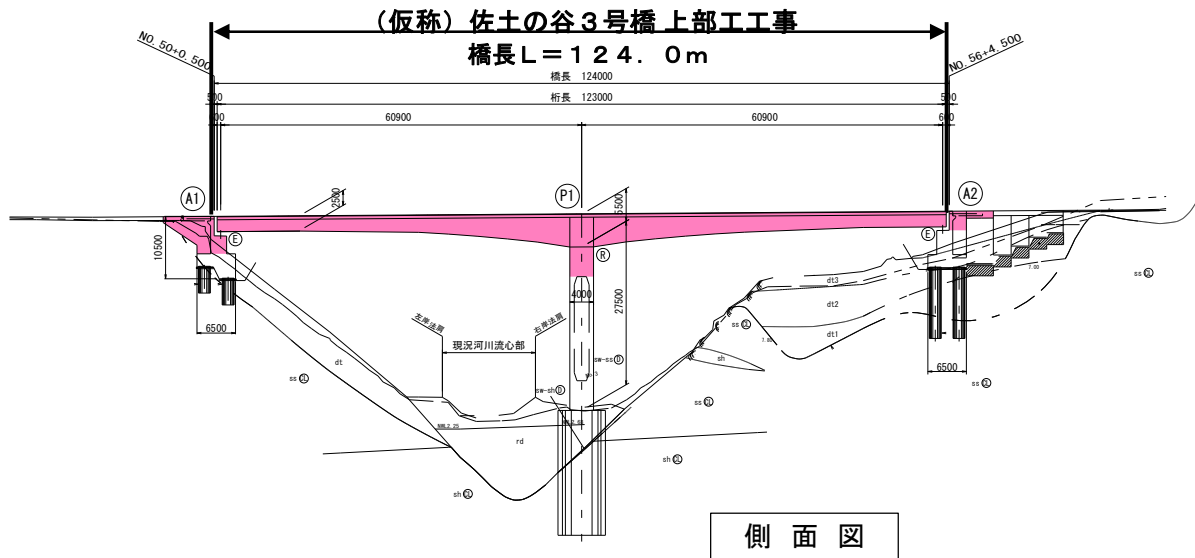


(参考資料) 議案第14号 工事請負契約の変更
 国道327号(仮称)佐土の谷3号橋上部工工事

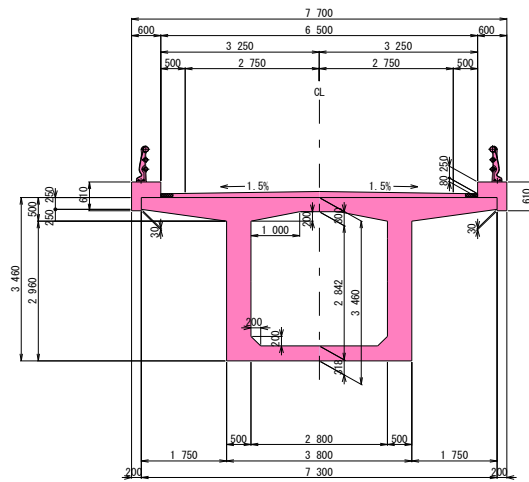
(仮称) 佐土の谷3号橋 上部工工事
 橋長 L = 124.0m



平面図



側面図

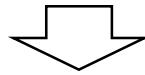


断面図

(参考資料) 議案第14号 工事請負契約の変更

特例措置による変更

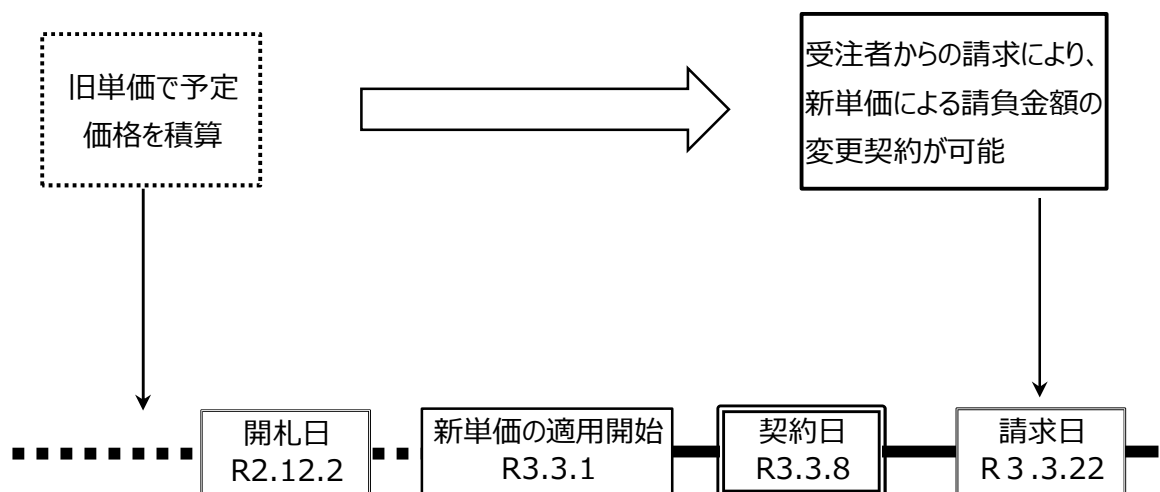
国土交通省より「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(R3.2.19)



技術企画課より「「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係る特例措置について」(R3.2.25)

【適用条件】

令和3年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、予定価格の積算に当たって、令和3年3月1日より前の公共工事設計労務単価等を適用したもの



議案第15号 工事請負契約の変更について

道路建設課

防災・安全社会資本整備交付金事業 国道448号 石波工区 (仮称) 石波トンネル工事 (2工区) の請負契約の変更について

1 事業概要

- (1) 路線名 国道448号
- (2) 事業名 防災・安全社会資本整備交付金事業
- (3) 位置 串間市大字市木
- (4) 延長 $L = 3,200$ m
- (5) 幅員 $W = 6.0 (7.5)$ m
- (6) 全体事業費 約170億円

2 工事概要 (仮称: 石波トンネル (2工区))

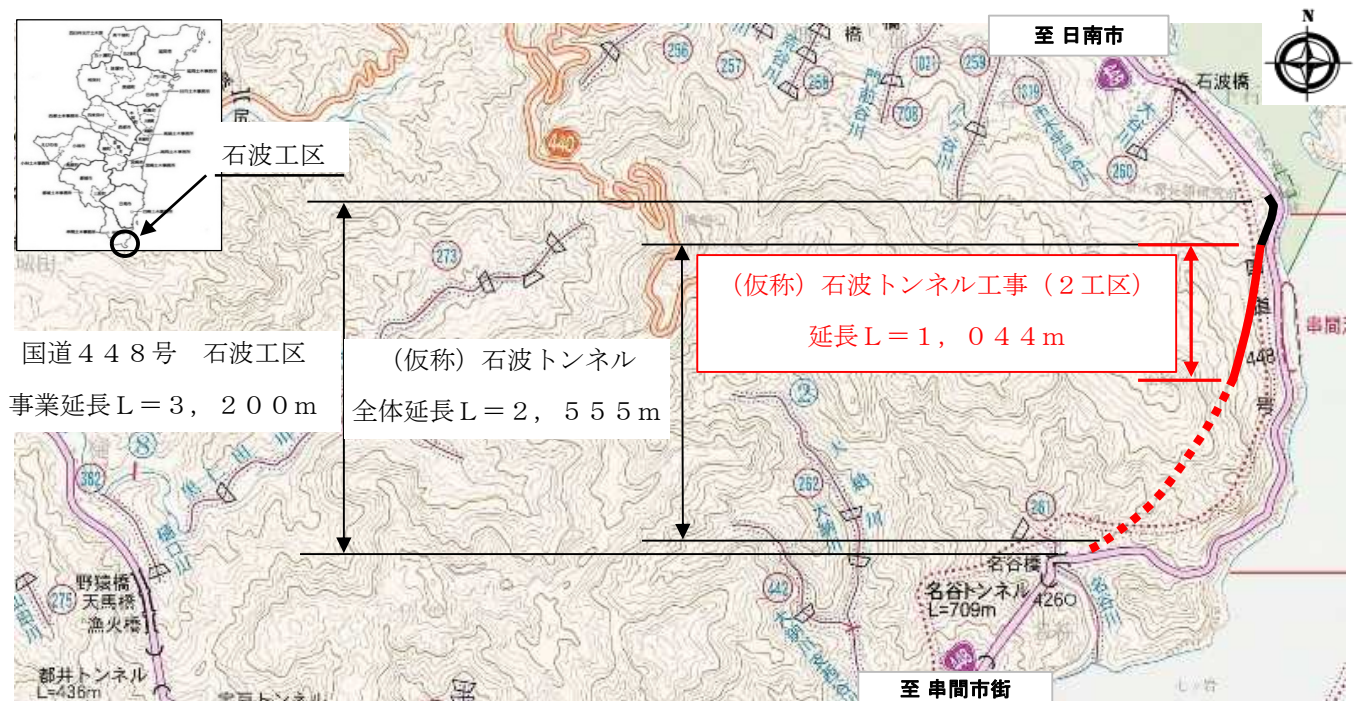
- (1) 延長 $L = 1,044$ m (全延長 $L = 2,555$ m)
- (2) 幅員 $W = 6.0 (8.5)$ m

3 工事請負契約の概要

- (1) 契約金額 5,480,652,100円
変更金額 5,557,645,755円 (76,993,655円増)
- (2) 契約の相手方 前田・坂下・山崎特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 令和3年3月8日から令和7年10月31日まで

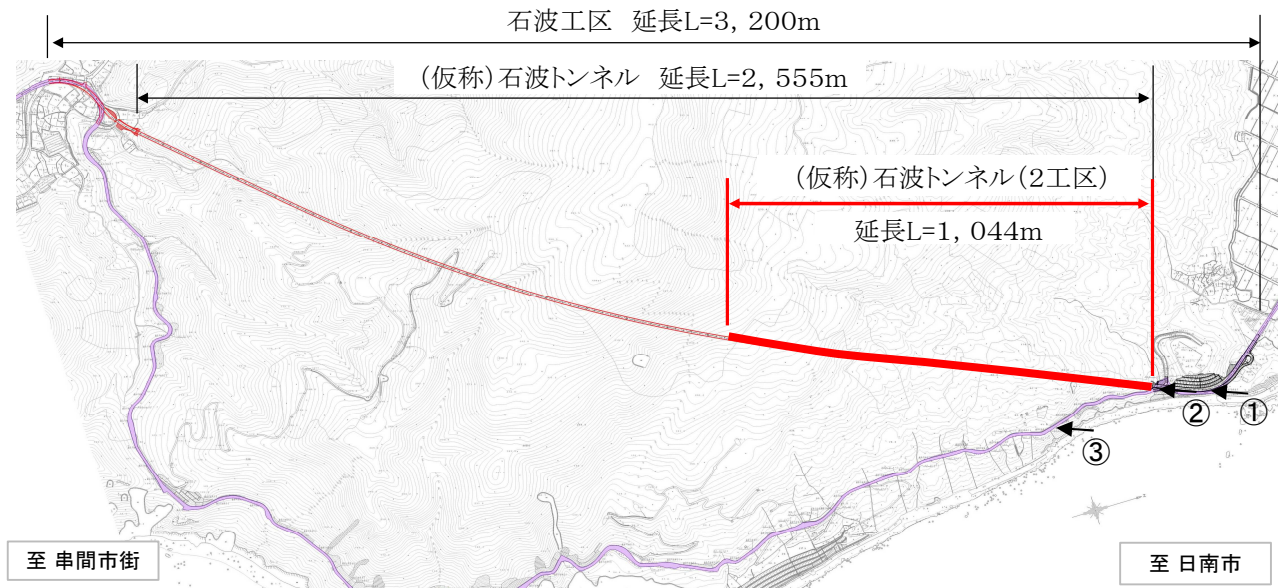
4 変更理由

令和3年3月から適用された「公共工事設計労務単価等」にかかる特例措置による請負金額の変更



(参考資料) 議案第15号 工事請負契約の変更

国道448号(仮称)石波トンネル工事(2工区)



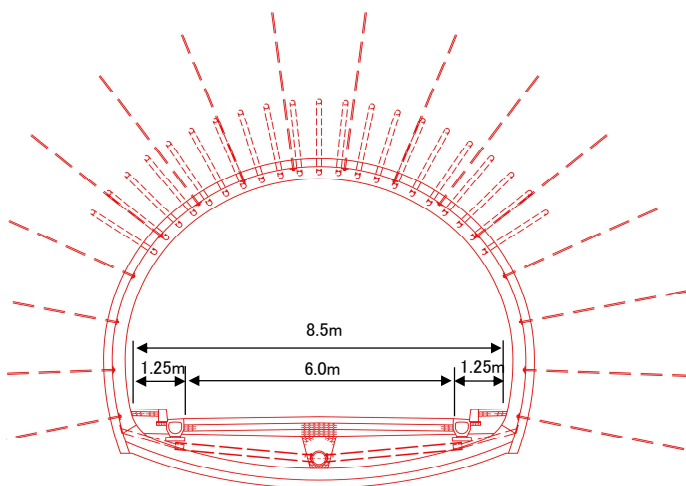
平面図



トンネル坑口(遠景)



トンネル坑口(近景)



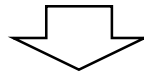
トンネル標準断面図



現道状況

特例措置による変更

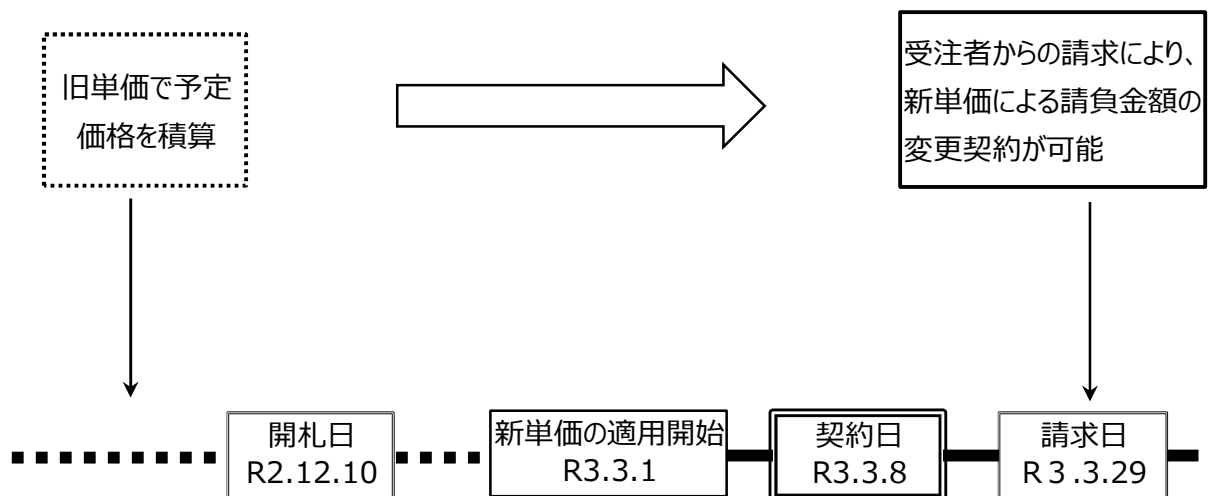
国土交通省より「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(R3.2.19)



技術企画課より「「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係る特例措置について」(R3.2.25)

【適用条件】

令和3年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、予定価格の積算に当たって、令和3年3月1日より前の公共工事設計労務単価等を適用したもの



議案第16号 工事請負契約の変更について

道路建設課

道路メンテナンス事業 北方北郷線 (仮称) 川水流橋上部工工事の請負契約の変更について

1 事業概要

- (1) 路線名 主要地方道 北方北郷線
- (2) 事業名 道路メンテナンス事業
- (3) 位置 延岡市北方町
- (4) 延長 L = 440 m
- (5) 幅員 W = 5.5 (9.0) m
- (6) 全体事業費 約41億円

2 工事概要 (仮称: 川水流橋上部工)

- (1) 橋長 L = 273.4 m
- (2) 幅員 W = 5.5 (9.0) m
- (3) 形式 鋼5径間連続非合成箱桁橋
- (4) 架設工法 ベント併用クローラクレーン架設

3 工事請負契約の概要

- (1) 契約金額 1,178,650,000円
変更金額 1,189,505,568円 (10,855,568円増)
- (2) 契約の相手方 横河NS・清本特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 令和3年3月8日から令和4年12月28日まで

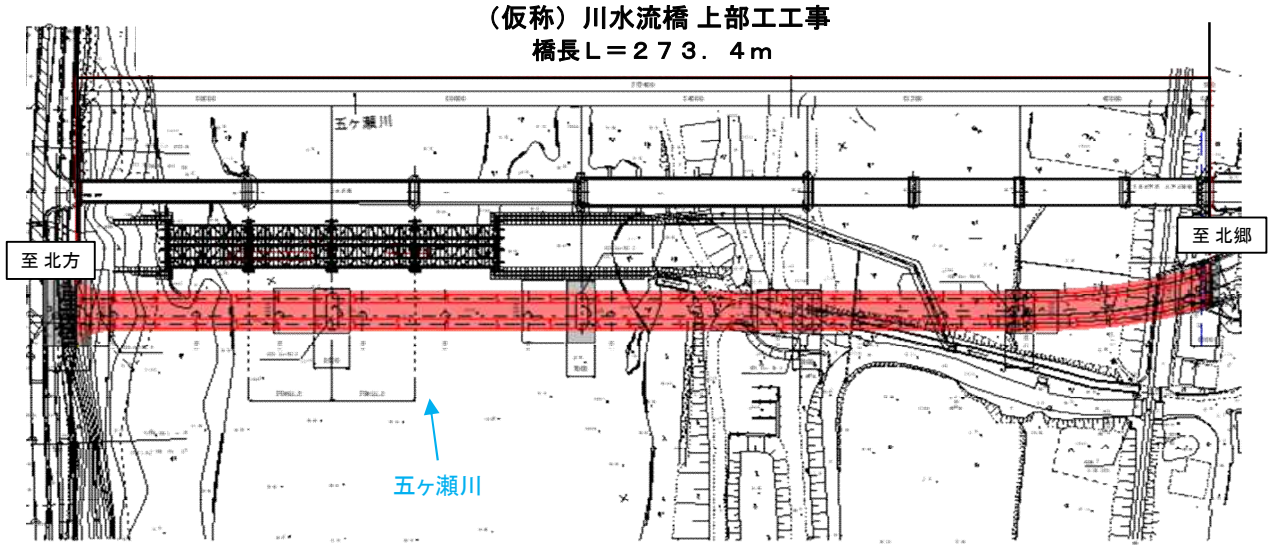
4 変更理由

令和3年3月から適用された「公共工事設計労務単価等」にかかる特例措置による請負金額の変更

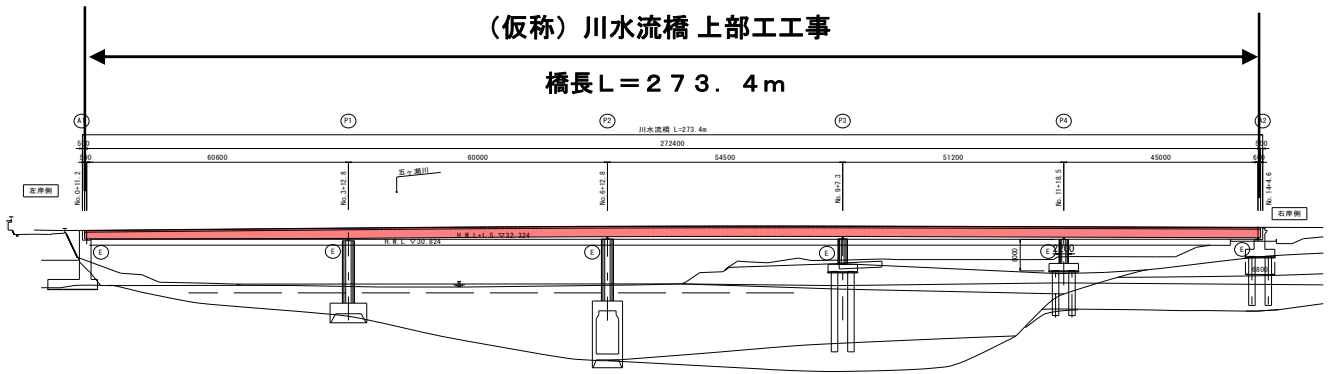


(参考資料) 議案第16号 工事請負契約の変更

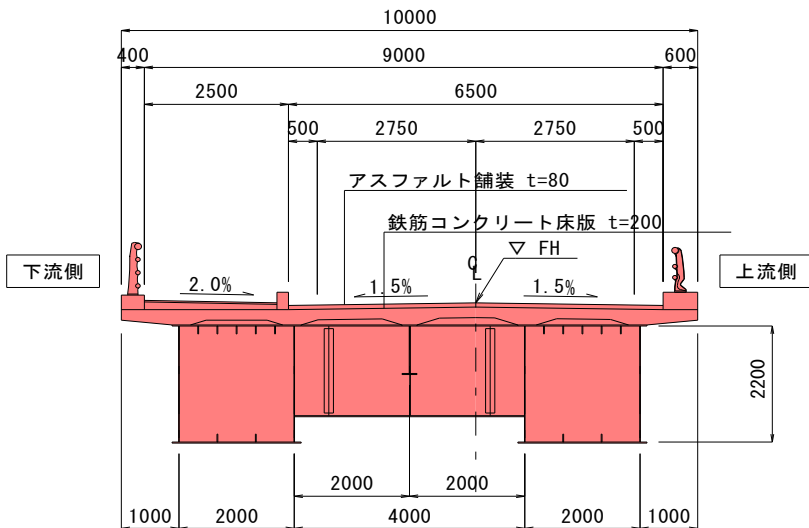
北方北郷線 (仮称)川水流橋上部工工事



平面図



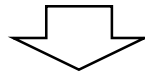
側面図



断面図

特例措置による変更

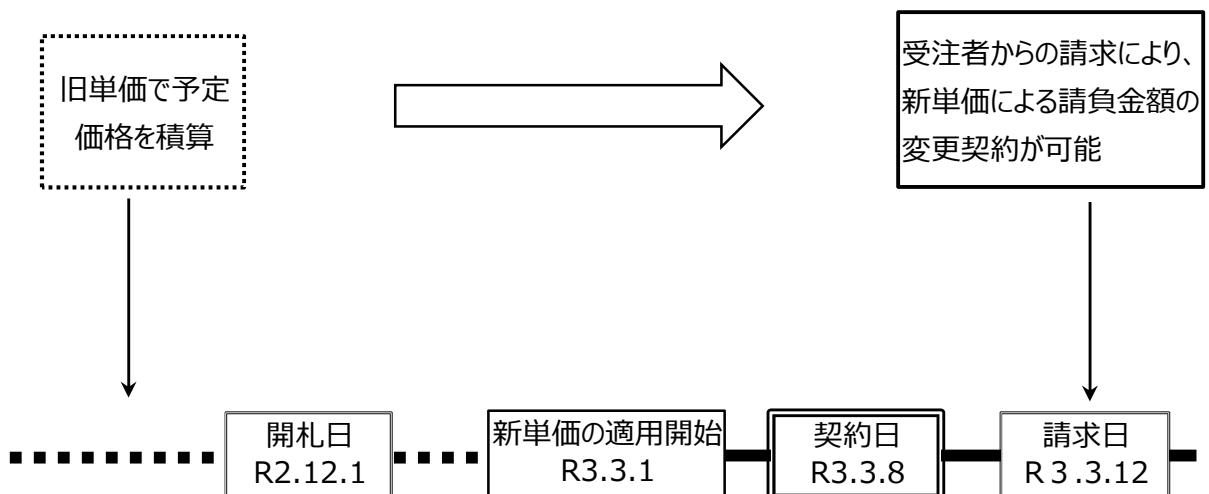
国土交通省より「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(R3.2.19)



技術企画課より「「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係る特例措置について」(R3.2.25)

【適用条件】

令和3年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、予定価格の積算に当たって、令和3年3月1日より前の公共工事設計労務単価等を適用したもの



議案第17号 工事請負契約の変更について

港湾課

宮崎港整備事業宮崎港可動橋新設工事の請負契約の変更について

1 工事概要

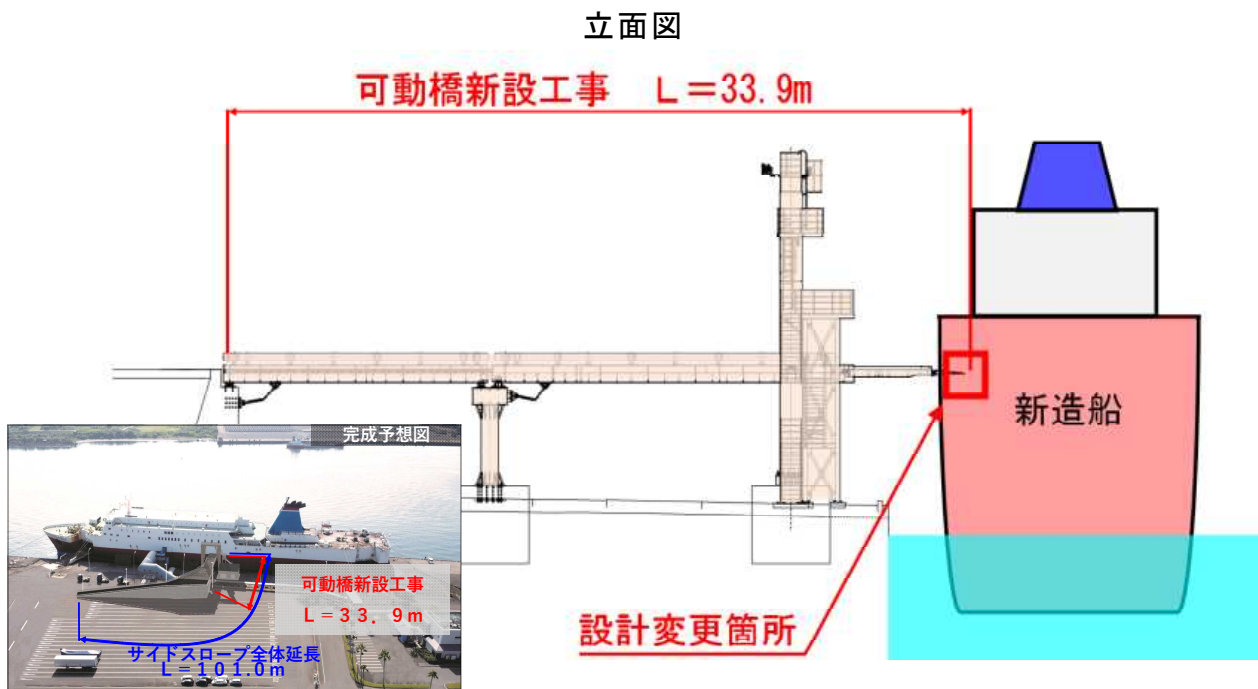
- (1) 港湾名 宮崎港
- (2) 事業名 宮崎港整備事業（特別会計）
- (3) 位置 宮崎市新別府町
- (4) 延長 $L = 33.9\text{ m}$
- (5) 幅員 $W = 5.0\text{ m}$
- (6) 形式 鋼製可動橋
- ※ サイドスロープ全体延長 $L = 101.0\text{ m}$

2 工事請負契約の概要

- (1) 契約の金額 719,004,000円
- (2) 変更契約の金額 719,171,997円（167,997円増）
- (2) 契約の相手方 三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社大分営業所
- (3) 工期 令和3年3月8日から令和4年3月25日

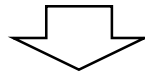
3 変更理由

令和3年3月から適用された「公共工事設計労務単価等」に係る特例措置及び設計変更による請負代金額の変更



特例措置による変更

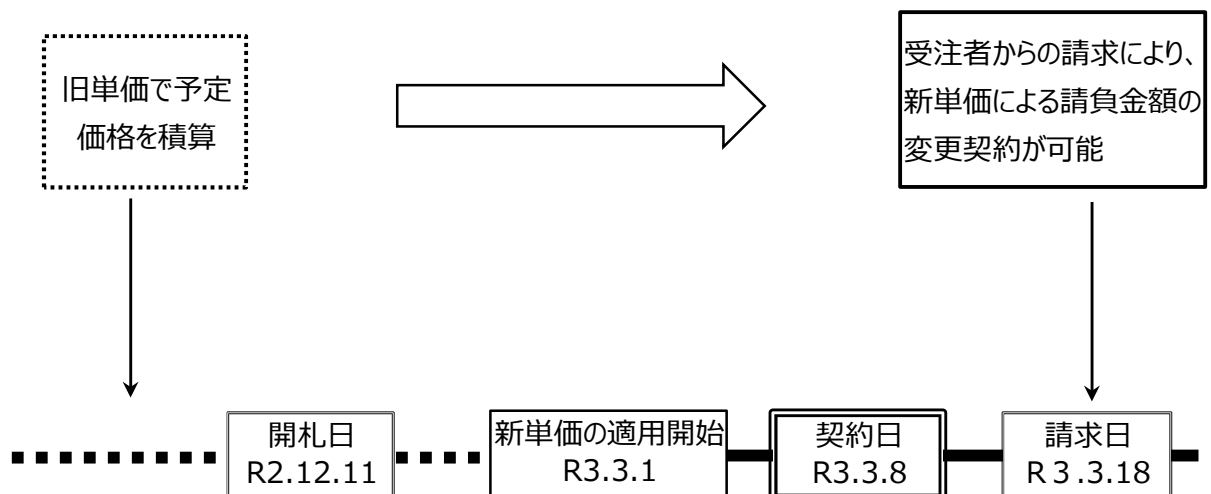
国土交通省より「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(R3.2.19)



技術企画課より「「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係る特例措置について」(R3.2.25)

【適用条件】

令和3年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、予定価格の積算に当たって、令和3年3月1日より前の公共工事設計労務単価等を適用したもの



繰越明許費について

(一般会計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
道路建設課	道路橋梁調査事業	14	184,500,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和3年12月25日
	公共道路新設改良事業	137	13,376,894,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和4年3月25日
	県単特殊改良事業	29	658,100,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年3月25日
	計	180	14,219,494,000	—	—
道路保全課	県単道路維持調査事業	4	33,395,000	関連工事の遅れ等によるもの。	令和3年7月31日
	人にやさしい沿道環境整備事業	11	112,400,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年2月28日
	公共道路維持事業	227	9,916,616,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和4年3月25日
	県単道路維持事業	33	755,200,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年3月25日
	県単舗装補修事業	2	41,600,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和3年7月31日
	沿道修景美化推進対策事業	4	6,200,000	関係機関との調整に日時を要したによるもの。	令和3年12月25日
	道路災害関連事業	1	15,000,000	工法の検討に日時を要したによるもの。	令和3年9月30日
	県単橋梁維持事業	29	249,000,000	工法の検討等に日時を要したによるもの。	令和3年12月25日
	計	311	11,129,411,000	—	—
河川課	ダム施設整備事業	12	1,945,123,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和4年3月25日
	公共河川事業	168	7,957,073,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和4年3月25日
	公共災害関連河川等事業	1	330,918,000	関係機関との調整に日時を要したによるもの。	令和3年12月25日
	県単河川改良事業	81	617,500,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和3年12月25日
	県単河川修繕事業	13	53,478,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和3年7月31日
	県単河川災害関連事業	1	2,128,500	関係機関との調整に日時を要したによるもの。	令和3年10月31日
	県単自然災害防止河川改良事業	8	93,000,000	関係機関との調整に日時を要したによるもの。	令和3年7月31日
	公共海岸事業	1	23,500,000	関係機関との調整に日時を要したによるもの。	令和3年7月31日
	ダム施設管理事業	15	325,100,000	工法の検討等に日時を要したによるもの。	令和3年11月30日
	公共土木災害復旧事業	167	4,093,415,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和4年3月25日
	県単災害復旧事業	22	21,684,000	関係機関との調整等に日時を要したによるもの。	令和3年12月25日
計	489	15,462,919,500	—	—	

(一般会計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
砂防課	公共砂防事業	114	4,419,223,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和4年3月25日
	公共急傾斜地崩壊対策事業	90	3,512,689,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和4年3月25日
	県単砂防調査事業	3	14,513,000	工法の検討に日時を要したことによるもの。	令和3年9月30日
	県単公共砂防事業	25	55,139,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。	令和3年12月25日
	県単公共急傾斜地崩壊対策事業	21	123,225,000	関係機関との調整等に日時を要したことによるもの。	令和3年9月30日
	計	253	8,124,789,000	—	—
港湾課	公共海岸保全港湾事業	4	175,000,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和4年3月25日
	「新しい生活様式」実践港湾施設環境整備事業	3	55,020,826	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和3年6月30日
	港湾維持管理事業	14	134,407,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和3年12月25日
	港湾調査事業	8	72,397,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和3年12月25日
	公共港湾建設事業	14	2,653,483,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和4年3月25日
	港湾災害復旧事業	3	245,444,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和3年10月31日
計	46	3,335,751,826	—	—	
都市計画課	汚水処理広域化・共同化調査事業	1	14,000,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和3年10月31日
	県単街路事業	1	5,150,000	用地交渉に日時を要したことによるもの。	令和4年3月25日
	公共都市公園事業	2	1,543,804,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和4年3月25日
	県単都市公園整備事業	2	2,254,976,000	工法の検討等に日時を要したことによるもの。	令和4年3月25日
	「新しい生活様式」実践都市公園環境整備事業	1	171,833,212	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和3年11月30日
	公共街路事業	7	1,002,020,000	用地交渉等に日時を要したことによるもの。	令和4年3月25日
計	14	4,991,783,212	—	—	
建築住宅課	がけ地近接等危険住宅移転助成事業	1	1,557,000	事業主体において事業が繰越しとなったことによるもの。	令和3年10月31日
	木造建築物等地震対策促進事業	2	3,175,000	事業主体において事業が繰越しとなったことによるもの。	令和3年12月25日
	建物管理事業	4	147,110,000	関係機関との調整に日時を要したことによるもの。	令和3年12月25日
	公共県営住宅建設事業	3	153,043,000	国の補正予算の関係等により、工期が不足したことによるもの。	令和3年12月25日
計	10	304,885,000	—	—	
一般会計合計 (43事業)		1,303	57,569,033,538	—	—

(公共用地取得事業特別会計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
用地対策課	公共用地取得事業 (通常分)	2	24,141,248	用地交渉等に日時を要したによるもの。	令和4年3月25日
	公共用地取得事業 (五ヶ瀬高千穂道路分)	1	28,565,924	用地交渉等に日時を要したによるもの。	令和4年3月25日
	計	3	52,707,172	—	—
合計 (2事業)		3	52,707,172	—	—

(港湾整備事業特別会計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
港湾課	細島港管理運営事業	1	21,906,000	関係機関との調整に日時を要したによるもの。	令和3年10月31日
	宮崎港管理運営事業	1	5,000,000	関係機関との調整に日時を要したによるもの。	令和3年10月31日
	油津港管理運営事業	1	21,921,000	関係機関との調整に日時を要したによるもの。	令和3年7月31日
	計	3	48,827,000	—	—
合計 (3事業)		3	48,827,000	—	—

(部合計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
県土整備部合計 (48事業)		1,309	57,670,567,710	—	—

事故繰越しについて

(一般会計)

所属	事業名	繰越額		繰越の主な理由	完成(予定)年月日
		箇所数	金額(円)		
道路 保全課	公共道路維持事業	4	102,864,634	資材の需要急増により納入に日時を要し、工期が不足したことによるもの。	令和3年8月31日
	計	4	102,864,634	—	—
河川 課	公共土木災害復旧事業	1	79,940,945	災害の発生により、工法の検討等に日時を要したことによるもの。	令和3年11月30日
	計	1	79,940,945	—	—
砂防 課	公共砂防事業	1	79,824,148	災害の発生により、工事箇所へのアクセス道路が被災し、その復旧に日時を要したこと等によるもの。	令和3年6月30日
	公共急傾斜地崩壊対策事業	1	21,495,000	災害の発生により、工法の検討等に日時を要したことによるもの。	令和3年7月31日
	計	2	101,319,148	—	—
港湾 課	公共港湾建設事業	1	14,593,144	代替荷役機械の不具合が生じ、工事の進捗に遅れが生じたことによるもの。	令和3年5月31日
	計	1	14,593,144	—	—
県土整備部合計 (5事業)		8	298,717,871	—	—

宮崎県新広域道路交通計画の策定について

道路建設課

1 計画策定の背景

平成30年3月に道路法が改正され、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定する制度が創設された。

今後、グローバル化や国土強靱化などの新たな社会・経済の要請を見据えつつ、中長期的（概ね20～30年）な観点から各地方整備局において新広域道路交通計画が策定され、これをもとに重要物流道路の追加指定が行われることとなっている。

このため、九州地方整備局管内における新広域道路交通計画の一環として、宮崎県新広域道路交通計画を策定したところである。

2 これまでの取組

平成30年8月：広域道路交通計画の検討着手

8月：平成30年度第1回宮崎県幹線道路協議会

9月：県議会への報告（検討着手の報告）

12月：平成30年度第2回宮崎県幹線道路協議会

令和元年12月：県議会への報告（検討状況の報告）

令和3年3月：令和2年度第1回宮崎県幹線道路協議会

4月：県議会への報告（素案の報告）

5月：パブリックコメント（5月7日～6月4日）

6月：令和3年度第1回宮崎県幹線道路協議会

6月：計画策定

3 パブリックコメントの結果

(1) 実施期間

令和3年5月7日（金）～6月4日（金）

(2) 周知方法

県ホームページ、新聞、ラジオ、県フェイスブック 等

(3) 意見の概要

○意見数 17件（2名、3団体）

○主な意見

- ・ 一ツ葉有料道路の北線と南線を繋ぎ、宮崎東環状道路の機能向上を図るべきである。
- ・ 都城志布志道路（平塚 IC）から東九州自動車道（末吉財部 IC）間について、今後、構想路線としての位置づけを検討して欲しい。
- ・ 国道10号等の県内の渋滞対策や事故対策を進めて欲しい。

次期指定管理者の選定について

(宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチーツ葉・県立阿波岐原森林公園)

港 湾 課
都市計画課
美しい宮崎づくり推進室

1 現在の管理運営状況について

(1) 施設の概要

- 施設名
 - ① 宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチーツ葉
(以下「みやざき臨海公園」という。)
 - ② 県立阿波岐原森林公園
- 設置目的
 - ① みやざき臨海公園
県民に快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーションの振興に資することを目的とする。
 - ② 県立阿波岐原森林公園
自然と共生しながら、美しい都市景観を形成し、都市環境の保全とともに、県民の憩いとレクリエーションの場の提供を目的とする。
- 指定管理者 マリンパークス
【構成団体】(一財)みやざき公園協会
フェニックスリゾート(株)
- 指定期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日(5年間)

(2) 施設利用状況

(単位：人)

指 標	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
みやざき臨海公園	276,800	249,900	228,800	211,800
宮崎港マリーナ施設	126,700	116,300	76,300	71,300
宮崎県サンビーチーツ葉	150,100	133,600	152,500	140,500
うち海水浴期間利用者	49,600	35,300	40,100	51,000
阿波岐原森林公園	53,800	53,900	57,900	68,900
両公園の合計	330,600	303,800	286,700	280,700

※ 100人未満四捨五入

(3) 施設収支状況

① みやざき臨海公園

(単位：千円)

内 容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
収 入 (a)	150,929	154,206	146,965	145,200
指定管理料	101,432	97,901	100,741	101,924
自主事業収入	49,497	56,305	46,224	43,276
支 出 (b)	153,521	152,599	151,004	154,337
人件費	46,997	45,759	48,294	52,735
需用費・役務費	11,290	10,468	11,028	11,489
委託料・使用料等	23,801	21,474	22,858	22,293
経費	12,295	12,064	12,514	12,312
自主事業支出	59,138	62,834	56,310	55,508
収支差額 (a - b)	-2,592	1,607	-4,039	-9,137

② 県立阿波岐原森林公園 (単位：千円)

内 容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
収 入 (a)	56,168	54,740	56,610	56,881
指定管理料	55,181	53,260	54,806	55,449
自主事業収入	987	1,480	1,804	1,432
支 出 (b)	53,818	54,188	53,881	53,120
人件費	30,082	30,456	31,508	32,378
需用費・役務費	11,077	10,653	9,294	9,016
委託料・使用料等	4,849	5,330	4,521	4,693
経費	7,127	6,610	7,133	6,193
自主事業支出	683	1,139	1,425	840
収支差額 (a - b)	2,350	552	2,729	3,761

①と②の収支差額計	-242	2,159	-1,310	-5,376
-----------	------	-------	--------	--------

(4) 利便性やサービス向上、利用者増の取組は以下のとおり

① みやざき臨海公園

- ・ 施設の開園日の拡大（年中無休化）
- ・ 自主企画イベントの充実
- ・ 海水浴期間以外における公園利用の促進 など

② 県立阿波岐原森林公園

- ・ 自主企画イベントの充実
- ・ 公園ホームページや英語併記パンフレット作成による利用者への情報提供
- ・ 利用者アンケート及びイベント満足度調査の実施 など

(5) 評価

① みやざき臨海公園

- ・ 飲食提供施設の改装による魅力向上や春のサンドフラワーフェスタをはじめ、自主企画イベントを各種実施するなど、新たな利用者層の取り込みや海水浴期間以外の利用者増に取り組んでいる。
- ・ 適切な人員配置や体制整備により、利用者の安全確保や施設の維持保全に努めており、全般的に適正な管理運営が行われている。
- ・ 大型の外部イベントの開催減、コロナ禍によるイベント中止や飲食提供施設の一時休業等の影響で、利用者の減少や収支差額のマイナスがみられる。
- ・ 年間を通じた利用促進のため、引き続き更なる自主事業等への積極的な取組が望まれる。

② 県立阿波岐原森林公園

- ・ 松林や干潟等の地域特性を活かしたハンモックの貸出しや干潟観察会等の自主事業に積極的に取り組んでいる。
- ・ 地域のまちづくり団体と連携したサイクリングやウォーキングを実施するとともに、パークウェイにおいて四季折々の植栽を行い、リゾート感を演出するなど、利用者数の増加や地域活性化に貢献している。
- ・ 利用者のニーズにあった運営に努めるとともに、施設の管理運営は適切に行われている。
- ・ これまでの継続的な植栽活動が評価されたことにより、パークウェイがガーデンツーリズム「宮崎花旅365」の構成公園として指定されるなど、

新たな観光資源となっており、公園の利用促進に寄与している。

- ・ 周辺施設との更なる連携により、より一層利用者の満足度を高めるための自主事業等に取り組むことが望まれる。

2 次期の募集方針について

- (1) 業務の範囲
- 施設の利用に関する業務
 - 施設の維持及び保全に関する業務
 - 安全管理に関する業務
 - その他利用促進に関する業務

- (2) 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

- (3) 基準価格 (単位：千円)

内 容	年 額	指定期間総額
基準価格計	170,777	853,885
①みやざき臨海公園	113,070	565,350
②県立阿波岐原森林公園	57,707	288,535

※ 今期と比較し年額 9,663千円の増

主な増額理由：労務単価の上昇、業務範囲に避難高台を追加

- (4) 募集概要
- 期 間 令和3年7月1日～9月2日（予定）
 - 説明会 7月20日（予定）
 - 広 報 県公報、県ホームページ、新聞・テレビ・ラジオ、経済団体の会報等

- (5) 資格要件
- ① 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ③ 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に

規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。

- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑨ 小型船舶操縦免許（一級又は二級）及びクレーン運転士免許を取得した者を従事させることができること。

(6) 選 定 ① 審査の流れ

審査区分	構成	内 容
書類審査	県(施設所管課)	申請書類に基づいて資格審査を実施
指定管理候補者選定委員会による審査	外部委員のみで構成	書類審査を通過した応募者を対象に、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施
指定管理候補者選定会議による確認	県(施設所管部局及び指定管理者制度所管部局)	選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者(案)が異なっていないかを確認

※ 指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。

② 指定管理候補者選定委員会委員

委員長	熊野 稔	宮崎大学地域資源創成学部 教授
委員	鎌田 好和	サンマリーナ宮崎オーナーズクラブ会長
	坂本 敬子	税理士
	福永 栄子	(株) アイロード代表取締役
	牧田 直子	南九州大学環境園芸学部 専任講師

③ 指定管理候補者選定会議委員

議長	県土整備部長
副議長	県土整備部次長(総括)
委員	県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)
	県土整備部次長(都市計画・建築担当)
	管理課長
	港湾課長
	空港・ポートセールス対策監
	都市計画課長
	美しい宮崎づくり推進室長
行政改革推進室長	

(7) 選 定 基 準

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られること。

(8) 審査項目・配点

選定基準	審査項目	配点
①住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針	10
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応	
	その他（住民の平等な利用に関する提案等）	
②施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案	35
	利用者増への取り組みに関する提案	
	施設の設置目的の理解と課題の認識	
	指定管理者の業務に対する意欲	
	施設等の維持管理の適格性	
	利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映	
	現実的で創意工夫のある自主事業の提案	
	美しい宮崎づくりに資する提案	
	ガーデンツーリズムに資する提案	
	その他（施設の効用の発揮に対する提案等）	
③経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額	15
	業務遂行のための適切な経費の積算	
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	
	その他（経費縮減に対する提案等）	
④事業計画を着実に実施するための管理運営能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制）	30
	職員の能力育成（研修体制）	
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況）	
	過去の類似事業の業務実績、評価	
	リスク管理の具体的な対応策	
	事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性	
	個人情報保護、情報公開への対応	
	安全管理、危機管理への対応	
その他（継続性・安定性に関する提案等）		
⑤地域への貢献等	環境保全への対応	10
	地域経済・地域との連携への配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
合計		100

3 スケジュール

6月8日	第1回 指定管理候補者選定委員会 （前期の実績検証、次期の募集方針等の検討）
7月1日～9月2日（予定）	募集期間
9月中旬	指定管理候補者選定 書類審査
9月下旬	第2回 指定管理候補者選定委員会による審査
10月上旬	指定管理候補者選定会議による確認
10月中旬	指定管理候補者の選定
11月定例県議会 議決後	指定管理者指定議案等の提出 指定管理者の指定
令和4年1～3月	基本協定の締結・業務の引継
令和4年4月1日	新指定管理者による業務開始

高速道路等の整備状況と主な課題について

高速道対策局
道路建設課
道路保全課

1 整備状況の概要



2 主な課題

[令和3年5月末現在]

- (1) 未事業化区間の早期事業化
- (2) 事業中区間の早期完成
- (3) 暫定二車線区間の有料区間における早期四車線化
- (4) 休憩施設(物販施設等)の更なる充実
- (5) 利活用の促進(アクセス機能の強化等)